

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)	
地域名 (地域内農業集落名)	大雄 (本村、中島、(六丁、下堰)、藤巻、樋脇、三村、桜森、大慈寺谷地、乗阿気、高津野、宮田、四津屋、福島、野崎、新町、折橋、佐加里、耳取、四ツ屋、下根田谷地、根田谷地、潤井野、精兵村、下狐塚、(上狐塚、一ノ関)、(桜森、柏木)、(向、鍛冶村)、八柏、上田村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月8日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

阿気地区については、アンケート調査で60歳以上の農業者の耕作面積の8割超が後継者がいると回答しており、将来の事業承継を円滑に推進する取組が必要である。
田根森地区については、規模拡大を目指す中心的な経営体はいるが、ほ場の条件がよくないため、規模拡大に踏みきれない状況である。

【地域の基礎的データ】

認定農業者105人(うち60歳以上78人) 法人・集落営農数 10経営体
主な作物: 水稲、大豆、

(2) 地域における農業の将来の在り方

各作目に応じたきめ細かな生産振興を促進する。

- ・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。
- ・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。
- ・将来に自信を持って引き継げる環境を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,906 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,906 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>阿気地区の農地利用は、地域の中心的な経営体である認定農業者や集落営農組織が担い、認定新規就農者等の受入れを促進することにより対応していく。 また、現在の経営体の高齢化による事業承継への取組を推進する。 田根森地区の農地利用は、地域の中心的な経営体である認定農業者や集落営農組織が担い、規模拡大に向けた基盤整備事業への取組を検討する。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 地域の中心的な経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農業支援サービスを行う事業者の情報は地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
③関係機関との連携、スマート農業指導士の活用により、農作業の省力化、効率化と農作物の高品質化につながるスマート農業の実証と普及を図る。

横手市地域計画の区域図【大雄】

(令和5年度モデル地区)

-  地域計画の区域
-  農業上の利用が行われる区域

